

地球温暖化対策新実行計画（区域施策編）

背景と目的

平成 20 年 6 月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律において、**都道府県並びに政令指定都市、中核市、特例市**の自治体に対し、現行の実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する**地域全体の自然的条件に応じた施策について盛り込むことを義務付け**、**その他の自治体**に対しては**努力義務が課せられました**。

政令指定都市：法定人口 50 万人以上、中核市：法定人口 30 万人以上、特例市：法定人口 20 万人以上



従来呼称	地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策地域推進計画
新呼称	地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)	地球温暖化対策 新実行計画 (区域施策編)
法律	全ての地方自治体に対し、温室効果ガス削減のための実行計画を策定・公表することを義務付け	特例市以上の地方公共団体に対し、現行の実行計画を拡充して地域施策を盛り込むことを義務付け
概要	庁舎内における温暖化対策として何をすべきか	庁舎内だけでなく地域全体で、特に民生部門でどんな事に取り組むべきか

計画策定のフロー

1. 地域特性の整理

既存計画や関連上位計画、住民意向の把握・分析

2. 現況把握

温室効果ガス排出量の現況把握（総量・部門別・種別・排出起源別）

3. 問題点及び課題の抽出・整理

土地利用・人口・産業・交通・住民意識等の視点から問題点及び課題を抽出・整理

4. 将来推計

積み上げによる推計値を算定

5. 短期・中期・長期目標の設定

削減目標の試算、削減目標の設定

6. 目標設定の根拠となる各部門の施策

施策の提案、施策の具体的検討、施策の見直し、PDCA管理、所管担当部署の明確化

7. 計画とりまとめ

とりまとめ、公表

都市計画基礎調査や航空写真等により経年変化を調査する等の手法を用いて、**現況や効果を見える化する**ことが有効です。



環境省マニュアルを踏まえ、計画期間や目標を以下の要領で設定します。

<短期目標>

- ・計画期間は京都議定書の第一約束期間終了年である 2012 年を提案します。
- ・目標に関しては、国や当該市町村で取り組んでいる施策の削減効果を減じて目標値を設定します。

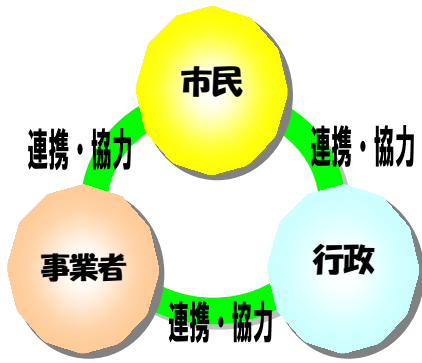
<中期目標>

- ・計画期間はマニュアルで推奨する 2020～2030 年の間で、国の中期目標年になっている 2020 年目標値を提案します。
- ・当該市町村の中期目標年における**温室効果ガス排出量と温室効果ガス削減ポテンシャル量を比較**するとともに、**CO2 吸収量の変化を考慮**して、国の目標値である 1990 年度比 25%削減を踏まえた目標を設定します。

<長期目標>

- ・国の長期目標達成期間である 2050 年を提案します。
- ・低炭素社会づくり行動計画において国の目標となっている現状比 60～80%削減から、当該市町村に適した目標を設定します。

実効性ある地球温暖化対策はまちづくりと一体です



玉野はまちづくりの総合コンサルタントとして、地球温暖化対策の着実な実行に向けた計画策定に取り組みます。

玉野が目指す「地球温暖化対策新実行計画（区域施策編）」は、政令指定都市や中核市、特例市だけでなく、**全ての自治体が住民・事業者と一体となり、共通した課題や目標に向かって互いに協力しあいながら取り組むべきもの**と考えています。

また、低炭素社会への取り組みは、都市部のエネルギー転換だけでなく、**再生可能エネルギーや新エネルギーの地産地消や第六次産業育成など、地域振興にも貢献**できます。

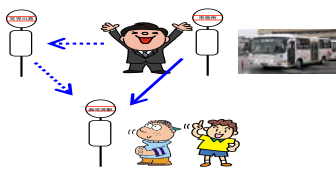
コンパクトシティや生活圏における生活必需品販売施設の立地誘導（土地利用誘導）で、CO2 排出量を削減



太陽光や小水力、バイオマスなどの再生可能エネルギー活用、森林や街なかの緑を活用した CO2 吸収量の拡大



公共交通デマンド型運行や自動車・自転車のシェアリングなどの導入等による利便性確保と低炭素社会を実現



まちづくりルールに基づく、面的なエネルギー効率化、市街地開発等における低炭素化の配慮



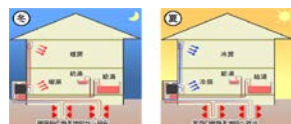
地球温暖化対策に有効な補助メニューの活用提案

「地方公共団体対策技術率先導入補助事業」（環境省）

地方公共団体が行う代エネ・省エネ設備の導入やシェアードESCO 事業を用いて行う省エネ設備導入について支援する事業。地方公共団体が、率先的な地球温暖化対策技術を導入し、自らの事業に伴う二酸化炭素の排出量を抑制し、かつ模範的な先行事例を示すことにより、業務部門における温暖化対策の効果的な波及を促進することを目的とする。

<事業例>

太陽光発電システム、LED 照明の街路灯、バイオマス燃料製造装置、地中熱利用ヒートポンプ等の導入



「緑地環境整備総合支援事業（拡充）」（国土交通省）

温室効果ガス吸収源対策となる公園緑地の整備に先駆的かつ意欲的に取り組む都市等について、緑地環境整備総合支援事業を拡充し、公共及び民間による効率的かつ総合的な公園緑地の創出等の取組を推進。

温室効果ガス吸収源対策として有効な一定規模以上の公共公益施設の緑化や民間事業者による緑化、都市公園の整備等への支援を強化し、公共及び民間による総合的かつ効果的な公園緑地の保全・創出の取組を推進。

<事業例>

都市公園の整備、公共公益施設の緑化、市民緑地の整備、民間事業者による緑化



当社実績

- H22 年度 「温室効果ガス排出量算定業務及び岐阜県地球温暖化対策実行計画策定業務」（岐阜県 環境生活部）
- H22 年度 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定調査業務」（愛知県 一宮市）
- H21 年度 「東御市地球温暖化対策地域推進計画策定業務」（長野県 東御市）

玉野総合コンサルタント株式会社

お問い合わせ先：事業企画室（TEL. 052-979-3960 / FAX. 052-979-3970）